

議題 1

議案第 36 号

令和 5 年 8 月 27 日提出

令和 6 年度から使用する広島市立小学校用教科用図書の採択について

〔審議する教科（種目）〕

国書社地算理生音図家保英道	画 工	語写会図数科活楽作庭健語徳
---------------	-----	---------------

令和5年8月教育委員会議

令和6年度から使用する広島市立小学校用教科用図書採択について

資料 1

令和6年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

(1) 小学校用教科用図書について

- ① 基礎・基本の定着
- ② 主体的に学習に取り組む工夫
- ③ 内容の構成・配列・分量
- ④ 内容の表現・表記
- ⑤ 言語活動の充実

(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- ① 内容の特徴・程度
- ② 内容の構成・配列・分量
- ③ 内容の表現・表記
- ④ 印刷・製本の状態

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

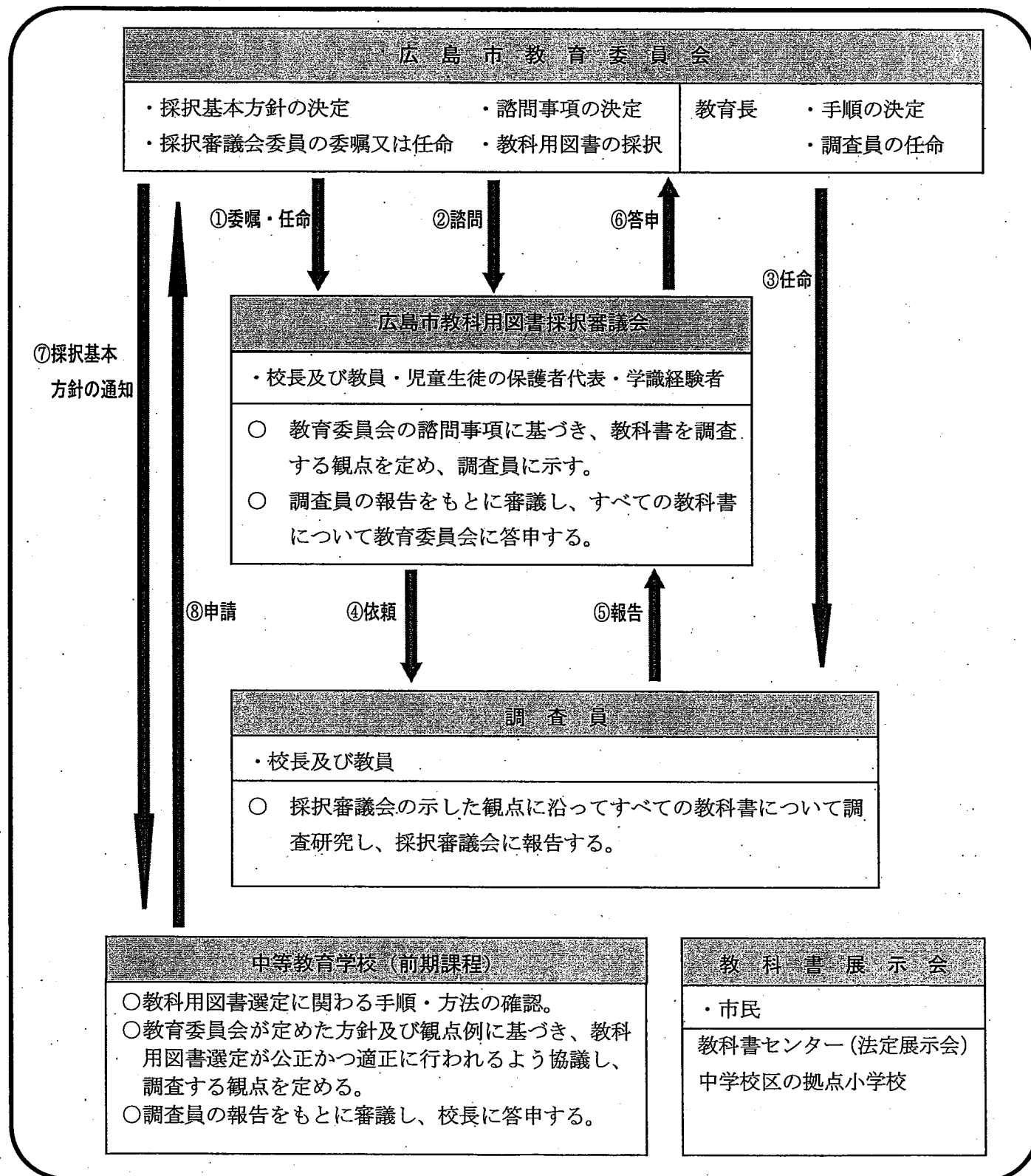
特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

※ 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二条）

広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の手順



「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」（文部科学省）に記載された教科書一覧

番号	種 目	発 行 者 の 番 号 ・ 略 号	種類数	点数
1	国 語	2 東書 17 教出 38 光村	3	3 2
2	書 写	2 東書 17 教出 38 光村	3	1 8
3	社 会	2 東書 17 教出 116 日文	3	1 4
4	地 図	2 東書 46 帝国	2	2
5	算 数	2 東書 4 大日本 11 学図 17 教出 61 啓林館 116 日文	6	5 9
6	理 科	2 東書 4 大日本 11 学図 17 教出 26 信教 61 啓林館	6	2 4
7	生 活	2 東書 4 大日本 11 学図 17 教出 26 信教 38 光村 61 啓林館	7	1 4
8	音 楽	17 教出 27 教芸	2	1 2
9	図画工作	9 開隆堂 116 日文	2	1 2
10	家 庭	2 東書 9 開隆堂	2	2
11	保 健	2 東書 4 大日本 50 大修館 207 文教社 208 光文 224 学研	6	1 2
12	英 語	2 東書 9 開隆堂 15 三省堂 17 教出 38 光村 61 啓林館	6	1 6
13	道 徳	2 東書 17 教出 38 光村 116 日文 208 光文 224 学研	6	4 2
合 計			5 4	2 5 9

※ 発行者の番号・・・発行者を表す番号

種 目・・・教科ごとに分類された単位

種 類 数・・・種目別に、例えば小学校用国語教科書1年用から6年用までの
1シリーズのものを1種と数えたもの

点 数・・・種目別、学年別、巻別に、例えば上・下巻冊は2点と数えたもの

発行者一覧

発行者の番号・略称	発行者
2 東 書	東京書籍株式会社
4 大日本	大日本図書株式会社
9 開隆堂	開隆堂出版株式会社
11 学 図	学校図書株式会社
15 三省堂	株式会社三省堂
17 教 出	教育出版株式会社
26 信 教	一般社団法人信州教育出版社
27 教 芸	株式会社教育芸術社
38 光 村	光村図書出版株式会社
46 帝 国	株式会社帝国書院
50 大修館	株式会社大修館書店
61 啓林館	株式会社新興出版社啓林館
116 日 文	日本文教出版株式会社
207 文教社	株式会社文教社
208 光 文	株式会社光文書院
224 学 研	株式会社 Gakken